

北九州市市民活動サポートセンター管理運営要領

(趣旨)

第1条 北九州市内において、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする北九州市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）の効率的かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 センターの開館時間は、午前10時から午後9時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午後7時）までとする。ただし、天災等によるやむを得ない場合は、この限りではない。

2 センターの休館日は、次の各号に掲げたとおりとする。ただし、市長が特に認めるときは、変更することができる。

- (1) 毎月第1、第3及び第5月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) その他市長が特に認めるとき。

(センターを使用することができる者)

第3条 センターを使用することができる者は、北九州市内において特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第1項別表に掲げる特定非営利活動を行い、又は行おうとする団体及び個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設及び備品を使用することができる者は、市長が別に定める登録をした団体とする。

- (1) ミーティングスペース（プロジェクター及びスクリーンの使用を含む）
- (2) ロッカー
- (3) 印刷機及び関連機器
- (4) 大判プリンター
- (5) 掲示板

3 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は前項の登録を行わないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動を行う団体
- (2) 営利活動を主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動を行う団体
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行う団体
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号 に規定する暴力団をいう。）

(7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体又は密接な関係のある団体

（センターの使用承認）

第3条の2 センターを使用しようとする者は、あらかじめ、使用予定日の3ヶ月前の日以降、定められた様式により使用申請を行い、市長の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

（使用承認の取消し等）

第4条 市長は、第3条の2の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときは、使用承認等の条件を変更し、使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項の各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 使用の承認の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (3) 使用者がこの要領に違反した場合又は登録を取り消されたとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用承認等を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（使用者の遵守事項）

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (2) 施設内で火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと。
- (4) 承認を受けた施設、備品及び物品以外のものを使用しないこと。
- (5) 承認目的以外の目的に使用しないこと。
- (6) 飲食（ただし、水分補給は除く）をしないこと。

第6条 削除

（使用の制限）

第6条の2 市長は、センターの使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

(センターの使用条件等)

第7条 センターの使用期限は、別表1のとおりである。なお、第4条の使用承認の取消などの場合及び使用者の都合により、使用を取りやめた場合はこの限りではない。

2 センターの使用条件は、別表1のとおりである。

3 同時に複数の使用者が、施設及び備品の利用を求める場合の使用の決定方法は、別表1のとおりとする。ただし、市が主催、共催や後援する事業に関するものについては、優先することができる。

(賃借料)

第8条 センターの備品の賃借料は、別表2のとおりである。

(賃借料の不返還)

第9条 既に納付した賃借料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用权の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに、使用したセンターの施設、備品及び物品を原状に回復しなければならない。第4条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第12条 センターの施設、備品又は物品に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターに入館しようとする者の入館を禁じ、又はセンターに入館している者にセンターの使用の停止若しくはセンターからの退館を命じることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) その他センターの管理運営上支障があると認めるとき。

付 則

(施行期日)

この要領は平成22年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は平成23年10月1日から施行する。

なお、既に使用承認を受けている使用者については、平成23年10月末、若しくは定められた使用期限まで従来どおりの取扱いができるものとする。

付 則

(施行期日)

この要領は平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は平成27年9月1日から施行する。

別表1 (第7条関係)

名 称	使用期限	使用条件	使用決定
ミーティングスペース	3時間以内	団体登録	申込順
フリースペース	3時間以内		申込順
打ち合わせコーナー	3時間以内		申込順
ロッカー	市長が定める期間内 (最長1年)	団体登録	抽選
印刷機及び関連機器	2時間以内	団体登録	申込順
大判プリンター	2時間以内	団体登録	申込順
複写機	30分以内		申込順
掲示板		団体登録	

別表2 (第8条関係)

名 称	賃借料	色	用紙
印刷機	製版1枚32円 印刷1枚0.2円		
複写機	複写1枚10円		
大判プリンター	A1 ノビサイズ 1枚190円	黒	プレミアム 普通紙
	A1 ノビサイズ 1枚260円	カラー	プレミアム 普通紙
	A1 ノビサイズ 1枚340円	黒	厚口 コート紙
	A1 ノビサイズ 1枚440円	カラー	厚口 コート紙
	25円/10cm	黒	プレミアム 普通紙
	35円/10cm	カラー	プレミアム 普通紙
	45円/10cm	黒	厚口 コート紙
	55円/10cm	カラー	厚口 コート紙